

社会福祉法人 湊明会 役員等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 湊明会（以下「当会」という。）の定款第8条及び22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等については、次の通りとする。

- (1) 理事長が週1回以上定期出勤する場合については、別表1の通り報酬を支給する。
- (2) 理事長が前項の支給対象でない当会業務を行う場合は、別表2の通り費用を弁償する。
- (3) 理事長を除く役員等については、報酬を支給しない。ただし、当会の業務を行う場合に別表2の通り費用を弁償する。
- (4) 当会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については、別表2の費用の弁償を行わない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、給与規程第3条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費 用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第6条 当会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

別表1 理事長の報酬 月額 50,000円

別表2 役員等の費用弁償額 日額 5,000円